

○奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子（案）

第1章 総則

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
家庭的保育事業者等の一般原則	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に配慮及び人格を尊重し、その運営を行わなければならない。</li> <li>2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該事業の運営内容を適切に説明するよう努めなければならない。</li> <li>3 家庭的保育事業者等は、保育の質の自己評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</li> <li>4 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）には、事業目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</li> <li>5 家庭的保育事業所等（〃を除く。）の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</li> </ol>	参酌すべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。また、家庭的保育事業等の一般原則として、本市で先に条例化されている暴力団を排除する項目を施設へ支払われる給付費が暴力団等への資金とならぬよう本市独自の基準に追加予定。
保育所等との連携	<p>家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、次に掲げる事項に係る連携協力を行う連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいては、この限りでない。</p> <p>(1) 集団保育体験の機会設定、家庭的保育事業者等に対する相談に関する支援(2) 代替保育の提供(3) 当該保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設における教育又は保育の提供※(2)は、居宅訪問型事業を行う場所を除く。</p>	従うべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。
家庭的保育事業所等と非常災害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）においては、消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、非常災害に対する具体的計画を立て、訓練等をするように努めなければならない。</li> <li>2 避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、行わなければならない。</li> </ol>	参酌すべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
家庭的保育事業者等の職員の一般的要件	家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	参酌すべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。
家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、事業目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</li> <li>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</li> </ol>	参酌すべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。
他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。	従うべき基準：職員に係る部分 参酌すべき基準：上記以外	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。
子どもの適切な処遇	子どもを平等に取り扱う原則・虐待等の禁止・懲戒に係る権限の濫用禁止	従うべき基準	国の示された基準を市の基準とする。
衛生管理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は利用乳幼児の使用するものについて、衛生管理に努め、必要な措置を講じなければならない。</li> <li>2 家庭的保育事業者等（〃を除く。）は事業所（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）で感染症等について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</li> <li>3 家庭的保育事業所等（〃を除く。）には必要な医薬品等を備え適正に管理を行わなければならない。</li> <li>4 居宅訪問型保育事業者は保育者の健康状態の必要な管理を行わなければならない。居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</li> </ol>	参酌すべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
食事	<p>1 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）内で調理方法により行わなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、あらかじめ作成した献立に従い、できる限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。</p> <p>3 食事は、前記によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業者等（〃を除く。）は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</p>	従うべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。
食事の提供の特例	<p>1 次の要件を満たす家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、食事の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、搬入施設において調理し当該家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）に搬入する方法により行うことができる。ただし、当該事業所等において行うことが必要な調理加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 食事の提供の責任が事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。(2) 栄養士による必要な配慮が行われること。(3) 受託者は、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。こと。(4) 利用乳幼児の食事内容、回数・時機に適切に応じることができること。</p> <p>(5) 食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1) 連携施設 (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等、(3) 義務教育諸学校又は共同調理場（上記(1)(2)が困難な場合と市が認める場合に限る。）</p>	従うべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
利用乳幼児及び職員の健康診断	<p>1 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児に対し利用開始時の健康診断、1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行わなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等（〃を除く。）は、前記にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、それらを行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <p>3 1の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳等に記入するとともに、必要に応じ保育の提供の停止等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業等の職員の健康診断は、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。</p>	従うべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。
家庭的保育事業所等内部の規程	<p>家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針、(2) 提供する保育の内容、(3) 職員の職種、員数及び職務の内容、(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日、(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額、(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員、(7) 事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項、(8) 緊急時等における対応方法、(9) 非常災害対策、(10) 虐待の防止のための措置に関する事項、(11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項</p>	参酌すべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。
備える帳簿	家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。	参酌すべき基準	特別な事情等もないため、国と同様の基準とする。

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
秘密保持等	<p>1 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	従うべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。
苦情への対応	<p>1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は児童福祉法（以下「法」という。）第24条第6項の規定による措置に係る市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	参酌すべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。

## 第2章 家庭的保育事業

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
設備の基準	<p>家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所で実施するものとする。</p> <p>設備等：乳幼児の保育を行う専用の部屋、乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備、衛生的な調理設備及び便所、同一の敷地内に乳幼児の屋外遊戯等に適した広さの庭（付近にある代替の場所を含む。）、火災報知及び消火器</p> <p>部屋面積：9.9平方メートル（9.9平方メートルに3人を超える人数の1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上</p> <p>屋外遊戯場の面積：満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上</p>	従うべき基準：調理設備に係る部分に限る。 参酌すべき基準：上記以外	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
職員	<p>1 家庭的保育事業所は、家庭的保育者、嘱託医、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務全部委託、搬入施設から食事搬入する場合は、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 家庭的保育者は、市長等が行う研修を修了した保育士又は同等以上の知識等を有すると市長が認める者であって、次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長等が行う研修を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。）とともに保育する場合には、5人以下とする。</p>	従うべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。なお、家庭的保育者は、より高い保育の質を確保するため、必要な研修を終了した保育士のみと規定予定。また、子どもの処遇や安全・安心を確保するため、複数人で保育することとする規定を追加予定。
保育時間	(小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業に準用)	参酌すべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。
保育内容	・事業者は、保育指針に準じ、事業の特性に留意して、利用乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	従うべき基準	
保護者との連絡	・事業者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参酌すべき基準	

### 第3章 小規模保育事業

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
小規模保育事業の区分	小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。	従うべき基準	国基準と同様にする。



項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
設備の基準 (A型)	<p>小規模保育事業所A型の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>※小規模保育事業所B型・利用定員19名以下の事業所内保育事業についても準用する。</p> <p>①乳児又は満2歳に満たない幼児  設備等：乳児室又はほふく室、調理設備及び便所、保育に必要な用具  乳児室又はほふく室の面積：乳幼児1人につき3.3平方メートル以上</p> <p>②満2歳以上の幼児  設備等：保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある代替場所を含む。）、調理設備及び便所、保育に必要な用具  保育室又は遊戯室の面積：幼児1人につき1.98平方メートル以上  屋外遊戯場の面積：幼児1人につき3.3平方メートル以上</p> <p>③保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。※20名以上の事業所内保育事業においても同じ。</p> <p>ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。</p> <p>イ 保育室等が設けられている階に応じ、次の区分ごとに、それぞれに掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <p>2階に設ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常用 <ul style="list-style-type: none"> <li>①屋内階段 ②屋外階段</li> </ul> </li> <li>・避難用 <ul style="list-style-type: none"> <li>①建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段②待避上有効なバルコニー ③建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④屋外階段</li> </ul> </li> </ul>	<p>従うべき基準：調理設備に係る部分に限る。</p> <p>参酌すべき基準：上記以外</p>	<p>国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。</p>

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
設備の基準 （前頁の続き）	<p>3階に設ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常用               <ul style="list-style-type: none"> <li>①建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段②屋外階段</li> </ul> </li> <li>・ 避難用               <ul style="list-style-type: none"> <li>①建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段②建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備③屋外階段</li> </ul> </li> </ul> <p>4階以上の階に設ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常用               <ul style="list-style-type: none"> <li>①建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段②建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</li> </ul> </li> <li>・ 避難用               <ul style="list-style-type: none"> <li>①建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段②建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路③建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</li> </ul> </li> </ul> <p>ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>エ 小規模保育事業所A型の調理設備以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床、壁を貫通する部分又は</p>	前頁と同様	前頁と同様



項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
設備の基準 (前頁に続く)	<p>これに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p>	前頁と同様	前頁と同様
職員（A型）	<p>1 小規模保育事業所A型は、保育士、嘱託医、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務全部委託、搬入施設から食事搬入する場合は、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人：1人、(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人：1人、(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人：1人、(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 2に規定する保育士の数の算定には、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	従うべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
職員（B型）	<p>1 小規模保育事業所B型は、保育士、市長等が行う研修を修了した者（以下「保育従事者」という。）、嘱託医、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務全部委託、搬入施設から食事搬入する場合は、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次に掲げる乳幼児の区分に応じ、下記に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人：1人、(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人：1人、(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人：1人、(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 2に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>※利用定員19名以下の小規模型事業所内保育事業においても上記と同じ基準</p>	従うべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。
設備の基準（C型）	<p>小規模保育事業所C型の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>① 乳児又は満2歳に満たない幼児 設備等：乳児室又はほふく室、調理設備及び便所、保育に必要な用具 乳児室又はほふく室の面積：乳幼児1人につき3.3平方メートル以上</p> <p>② 満2歳以上の幼児 設備等：保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所、保育に必要な用具 保育室又は遊戯室の面積：幼児1人につき3.3平方メートル以上 屋外遊戯場の面積：幼児1人につき3.3平方メートル以上</p> <p>③ 保育室等を2階以上に設ける建物は、設備の基準（A型）に掲げる要件に該当するものであること。</p>	従うべき基準：調理設備に係る部分に限る  参酌すべき基準：上記以外	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
職員（C型）	<p>1 小規模保育事業所C型は、家庭的保育者、嘱託医、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務全部委託、搬入施設から食事搬入する場合は、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。</p>	従うべき基準	<p>国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。</p> <p>子どもの処遇や安全・安心を確保するため、複数人で保育することとする規定を追加予定。</p>
利用定員	<p>小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。</p> <p>※附則：この基準の施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。</p>	従うべき基準	<p>国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。</p>

#### 第4章 居宅訪問型保育事業

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
居宅訪問型保育事業	<p>居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1) 集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育(2) 子ども・子育て支援法第34条第5項等の規定による便宜の提供に対応するために行う保育(3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育(4) 居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育(5) 離島その他の地域であって、家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育</p>	従うべき基準	<p>国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。</p>
設備及び備品	<p>当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>	参酌すべき基準	<p>国と同様にする。</p>

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
職員	家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。	従うべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。
居宅訪問型保育連携施設	居宅訪問型保育事業者は、乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいては、この限りでない。	従うべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。

#### 第5章 事業所内保育事業

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方																		
利用定員の設定	<p>事業所内保育事業者は、次に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれに定めるその他の乳児又は幼児の数を踏まえて市が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>利用定員数</td> <td>その他の乳幼児の数</td> </tr> <tr> <td>1人以上5人以下</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>6人以上7人以下</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>8人以上10人以下</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>11人以上15人以下</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>16人以上20人以下</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>21人以上25人以下</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>26人以上30人以下</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>31人以上40人以下</td> <td>10人 等</td> </tr> </table>	利用定員数	その他の乳幼児の数	1人以上5人以下	1人	6人以上7人以下	2人	8人以上10人以下	3人	11人以上15人以下	4人	16人以上20人以下	5人	21人以上25人以下	6人	26人以上30人以下	7人	31人以上40人以下	10人 等	参酌すべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。
利用定員数	その他の乳幼児の数																				
1人以上5人以下	1人																				
6人以上7人以下	2人																				
8人以上10人以下	3人																				
11人以上15人以下	4人																				
16人以上20人以下	5人																				
21人以上25人以下	6人																				
26人以上30人以下	7人																				
31人以上40人以下	10人 等																				

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
設備の基準 (利用定員が20人以上)	<p>保育所型事業所内保育事業所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>① 乳児又は満2歳に満たない幼児  設備等：乳児室又はほふく室、医務室、調理室、便所、保育に必要な用具  乳児室の面積：乳幼児1人につき1.65平方メートル以上  ほふく室の面積：乳幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>② 満2歳以上の幼児  設備等：保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、調理室、便所、保育に必要な用具  保育室又は遊戯室の面積：幼児1人につき1.98平方メートル以上  屋外遊戯場の面積：幼児1人につき3.3平方メートル以上</p>	<p>従うべき基準：調理室に係る部分に限る。</p> <p>参酌すべき基準：上記以外</p>	<p>国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。</p>
職員（利用定員20名以上）	<p>1 保育所型事業所内保育事業所は、保育士、嘱託医、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務全部委託、搬入施設から食事搬入する場合は、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人：1人、(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人：1人、(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人：1人、(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人：1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>従うべき基準</p>	<p>国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。</p>
連携施設に関する特例	<p>保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、集団保育体験の機会設定及び代替保育に係る連携協力を求めることを要しない。</p>	<p>従うべき基準</p>	<p>国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。</p>

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
附則	<p>1 省令の施行日の前日において、既存の法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、食事の提供、家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業の設備の基準（調理設備等に係る部分に限る。）、家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業の職員（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、適切な支援を行うことができると市が認める場合は、保育所等との連携の規定にかかわらず、この省令の施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保しないことができる。</p> <p>3 小規模保育事業B型の職員及び小規模型事業所内保育事業の職員の規定の適用については、家庭的保育補助者を保育従事者とみなす。</p>	従うべき基準	国と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国の基準を市の基準とする。